

○国立大学法人浜松医科大学医療安全監査委員会規程

(平成 30 年 9 月 25 日規程第 45 号)

改正 平成 31 年 3 月 4 日規程第 16 号

(設置)

第 1 条 国立大学法人浜松医科大学（以下「本法人」という。）に医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 9 条の 25 第 4 号ホの規定に基づき、国立大学法人浜松医科大学医療安全監査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(業務)

第 2 条 委員会は、医学部附属病院における医療安全に係る管理体制の取組状況を中立的かつ客観的な立場から監査するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 医療安全管理責任者、医療安全管理室、医療安全管理委員会、医薬品安全管理責任者、医療機器安全責任者等の業務の状況について病院長等から報告を求め、又は必要に応じて自ら確認を実施すること。
- (2) 必要に応じて、学長又は病院長に対し、医療に係る安全管理についての是正措置を講ずるよう意見を表明すること。
- (3) 第 1 号及び第 2 号に掲げる業務について、その結果を公表すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 医療に係る安全管理又は法律に関する識見を有する者、その他の学識経験を有する者 若干名
 - (2) 医療を受ける者、その他の医療従事者以外の者（前号に掲げる者を除く。）
若干名
 - (3) その他学長が必要と認めた者 若干名
- 2 前項第 1 号及び第 2 号に掲げる委員には、それぞれ本法人と利害関係のない外部の委員を含むものとする。
- 3 委員会は、3 名以上の委員で構成するものとし、委員の過半数は本法人と利害関係のない外部の者とする。
- 4 前 2 項に規定する「利害関係のない外部の者」とは、次の条件をいずれも満たす者とする。
- (1) その外部の者が、過去 10 年以内に本法人との雇用関係がないこと。
 - (2) その外部の者が、委員会の委員であった年度を含む過去 3 か年度の期間において、年間 50 万円を超える額の寄附金、契約金等（委員会に係る費用を除く。）を本法人から受領していないこと。
 - (3) その外部者と雇用関係にある法人又は団体等が、前号の金銭を受領していないこと。

5 委員は、学長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第1項に規定する委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1項の委員のうち本法人と利害関係のない外部の者から学長が指名する者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した者が、その職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を得て、意見を求めることができる。

(会議)

第7条 委員会は、委員の3名以上が出席しなければ会議を開くことができないものとし、かつ、出席委員のうち半数以上は、本法人とは利害関係のない外部の委員でなければならない。

2 監査の判定は、原則として、出席委員全員の合意によるものとする。

3 委員会は、年2回以上開催する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、医事課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成30年9月25日から施行し、平成30年6月1日から適用する。

2 この規程の施行後、最初に選出される第3条第1項第1号の委員の任期は、第4条の規定に関わらず平成32年3月31日までとする。

3 この規程の施行後、最初に選出される第3条第1項第2号の委員の任期は、第4条の規定に関わらず平成31年8月31日までとする。

4 浜松医科大学医学部附属病院医療安全監査委員会内規（平成28年内規第50号）は、廃止する。

附 則(平成31年3月4日規程第16号)

この規程は、平成31年3月4日から施行する。